

学長選考等に関する制度改正についての内容及び理由の概要

1 選考方法

項目	現 行	改 正 後
選考基準の策定 1 選考基準の策定等	なし	選考会議が学長選考基準を策定し、速やかに公表 【理由】 選考過程の公平性と透明性を確保するため
候補者の推薦 2 推薦資格者	自薦不可 次の内、10名以上の推薦 学長、副理事長、理事、監事 経営審議会及び教育研究審議会 学外委員 常勤教員 事務、医療技術者及び管理栄養士のうち課長補佐以上の者	自薦不可 ①次の内、選考会議委員を除く15名の推薦 学長、副理事長、理事、監事 経営審議会及び教育研究審議会の各委員 常勤の教員のうち教授及び准教授 常勤の者(雇用契約を締結している者に限る)のうち地域医療学講座、糖尿病学講座、寄附講座及び共同研究講座の教授及び准教授 常勤の者(雇用契約を締結している者に限る)のうち特任教授及び特任准教授 看護部長、薬剤部長、技師長(いずれも心得を含む) 課長又は室長以上の職員(いずれも心得を含む) ②次の内、選考会議委員を除く3名以上の推薦 経営審議会又は教育研究審議会の各委員 【理由】 ①推薦資格者については、推薦者は自己の責任において判断する者であるべきとの考え方から、現行の推薦資格者のうち、一定の管理的立場にある者とした。 ②学内外から幅広く人格見識ともに優れた人材を学長に登用するため、経営審議会及び教育研究審議会の委員3名以上で推薦できる枠組みを新たに設けることとした。
3 推薦書の作成	推薦者氏名及び押印のみ	推薦者ごとに、推薦理由を記載したうえで記名押印 【理由】 推薦者に自己の責任において推薦することを求めるため
4 推薦手続き時の面談	なし	被推薦者の提出書類に疑義があるときは、推薦者または被推薦者への問い合わせの実施 【理由】 推薦者に自己の責任において推薦することを求めるため。また、選考会議が主体的に選考を行うため

項目	現 行	改 正 後
候補者の調査 5 選考会議による独自調査	なし	必要に応じて、選考会議による独自調査または推薦者との面談による調査の実施 【理由】選考会議が主体的に選考を行うため
6 調査結果等の公開	なし ただし、投票資格者からの開示請求があれば推薦した者の氏名のみ開示	推薦者及び被推薦者からの提出資料は公開とし、独自調査の結果等は選考会議の判断で公開 【理由】選考過程の透明性を高めるため
候補者の所信表明 7 質問の公募	なし	質問は事前公募(記名) 【理由】充実した意見聴取を行うため
8 講演会の進行	1名ずつ登壇、所信表明、質疑応答	1名ずつ登壇し所信表明 全員の所信表明後、候補者全員が登壇し質疑応答 【理由】公開講演会参加者が候補者の人格や能力ならびに候補者のビジョンを詳細に理解できるようにするため
意向調査 9 資格者	学長、副理事長、理事、経営審議会及び教育研究審議会学外委員 常勤教員 事務、医療技術者及び管理栄養士のうち課長補佐級以上の者	現行の資格者から ・学長選考会議委員を除く ・監事を加える 【理由】選考会議委員は意向調査を実施する立場にあるため また、監事については業績評価の際に意見を聞くこととしたことにより、選考時にも意見を提出できることとしたため
10 実施方法	単記無記名による1回の投票 投票期間は3日間	意向投票を廃止し、意向調査を実施 意向調査票は、記名記述式による1回の提出 意向調査対象者の内、公開講演会開始から終了まで参加した者のみが意向調査票を提出可能 公開講演会終了後、意見のある方は、意見を記載のうえ提出 【理由】選考会議が主体的に選考を行うにあたり、学内の意見を広く聞き、選考のために必要な情報の1つとして活用するため 候補者の人格や能力ならびに候補者のビジョンを詳細に理解したうえでの意見を求めるため

項目	現 行	改 正 後
11 成立要件	投票資格者の3分の2以上	成立要件廃止 【理由】意向投票を廃止し、提言や意見を提出する方法へ変更したため
12 公表	投票結果を速やかに公表	意向調査の結果は、選考理由の公表の中で概要を記載 意向調査についての個人情報保護 【理由】意向調査は、選考のために必要な情報の1つであるため
13 意見記載者との面談	投票方式のためなし	必要に応じて選考会議が内容について聴取 【理由】意向調査の記載内容を確認し、主体的な選考に活用するため
14 管理委員会	意向調査の投開票管理のため設置	意向調査方法変更のため設置不要であり、学長選考会議が実施 【理由】選考会議が主体的に選考を行うため
候補者との面談 15 面談	なし	意向調査以降、候補者ごとに実施 【理由】選考会議が主体的に選考を行うため
知事に申出を行う候補者の決定 16 決定方法	意向調査の結果を踏まえ、選考会議で決定	選考会議が策定する学長選考基準と各種調査に基づき決定 【理由】選考会議が選考過程で得られた情報を総合的に勘案し、学長選考基準に最も合致する候補者を選考するため

項目	現 行	改 正 後
17 結果の公表	知事への申出者(候補者)の氏名のみを公示	選考会議が総合的に判断した結果を公表 結果の内容には、選考理由、選考経緯等を付記 【理由】選考の透明性を高めるため
学長の業績評価 18 業績評価	なし	選考会議は、学長の業績評価を実施し、評価結果を公表する。 評価は就任2年目及び4年目に実施する。 【理由】選考の適正性を担保するため
学長のリコール 19 リコール制度 解任の審議手続の整備	なし	(リコール制度) 推薦資格者(学長、経営審議会及び教育研究審議会の各委員を除く)のうち、3分の1以上の書面による請求により解任審議の請求ができる (審議手続き) ・経営審議会又は教育研究審議会に対する意見聴取 ・解任を請求した者に対する意見聴取 ・当該学長に対する面接 【理由】学長が適任でないと多くの者が判断した場合には、学長のリコールを選考会議に請求できる制度を創設することが望ましいと考えるため

2 任期

項目	現 行	改 正 後
学長の任期 20 任期	1期4年とし、再任は1回限り可(但し2年)	1期4年とし、再任は2回までとする(通算12年) 【理由】「中央教育審議会大学分科会審議まとめ」及び「文部科学省局長通知」では、「各大学の中長期的なビジョンを踏まえながら、安定的なリーダーシップを発揮できるよう、それぞれに適した年数の任期を設定すべきである。」、「学長選考組織等において、より安定的な運営が可能となるような任期を設定していくべきである。」、「学長又は機構長が適切にリーダーシップを発揮できるよう、任期を設定すること。」と明記されている。他大学が任期を延長もしくは撤廃する傾向がある中で、本学学長の任期4年、再任任期2年の計6年は、中長期ビジョンの実現には必ずしも十分な任期と言えない。また現在の規程に従えば、現職の再任任期2年に対し新任の任期が4年であるため、選考過程において候補者間のビジョン等の比較が同じ基準では行い難いなどの問題を含んでいたため